

第447回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和5年3月16日 木曜日 9時26分～9時46分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 6階 共用第1会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	中村 雅代	本間 学
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	眞田 昌則	橋本 政人	深見 正裕
	欠 席 委 員	労働者代表委員 大塚 佳代				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 川崎賃金室長 南出課長補佐 春名賃金調査員				
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正申出の意向確認について</p> <p>(2) 令和4年度石川地方最低賃金審議会開催状況ほか</p> <p>3 閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和4年度 第447回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和5年3月16日（木）

9時26分～9時46分

金沢駅西合同庁舎 6階共用第1会議室

【高見会長】

おはようございます。

少し早いですが皆さんお揃いですのでございますので、第447回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。事務局は、審議会の成立状況について報告お願いいたします。

【事務局】補佐

労働側代表の大塚委員から欠席のご連絡をいただいております。

現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、議事に入ります前に、長嶋局長からご挨拶をさせていただきます。

【事務局】局長

本日は、年度末のお忙しい中、本年度、最後となります石川地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本年度の最低賃金の改正につきましては、厳しい環境にあって、真摯なご審議をいただきまして、全会一致をもって、石川県最低賃金が30円、特定最低賃金4件につきましても25円ないし27円の過去最高の引上げ額となりました。委員の皆様には、改めて感謝を申し上げます。石川労働局におきましては、改正された最低賃金額の周知を図るとともに、本年1月から3月には、県内4つの労働基準監督署におきまして、最低賃金の履行確保に係る監督指導を集中的に実施し、事業場に対する指導等に努めているところでございます。

また、本日は、主題であるところの、令和5年度特定産業別最低賃金の改正申出の意向確認につきまして、関係労使間におきまして、その内容等をご了知いただき、来年度の円滑な改正審議に向けて、意思疎通をお図りいただくこととしておりますので、委員の皆様方には、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 【高見会長】 本日の議事録確認者を指名したいと思います。
- 公益委員側は私が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員にお願いします。
- それでは、議題（１）の令和５年度特定産業別最低賃金の改正申出の意向確認につきまして、事務局から説明をお願い致します。
- 【事務局】補佐 石川県特定（産業別）最低賃金につきまして、今般、改正の申出の意向表明が５件ございました。また、新規の申出はございませんでした。意向表明の写しにつきましては、本日のお配りした資料ナンバー６番の１９ページから２４ページにお付けてしております。
- 今般、意向表明がありました５件の特定最低賃金の内訳ですが、労働協約ケースとして、ＵＡゼンセン様から紡績と百貨店、ＪＡＭ北陸様から自動車、電機連合様から電気機械の４件、公正競争ケースとして、ＪＡＭ北陸様から一般機械の１件となっております。
- なお、申出書の提出につきましては、必要事項を記載し、疎明資料を添付の上、令和５年７月末までに事務局までご提出いただくようよろしくお願いいたします。
- 【高見会長】 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等はおありではないでしょうか。よろしいですか。
- 【各側委員】 ありません。
- 【高見会長】 ではご質問等ないようでございますので、労働者側委員から補足のご意見等をお伺いしたいと思います。
- 如何でしょうか。
- 【南委員】 補足というよりも、今年もこのように出させていただきましたので、またよろしくお伺いしたいと思います。
- 【高見会長】 他の労働者側委員の方は、よろしいでしょうか。
- ただいま、労働者側委員からのご意見を伺いました。次に、使用者側委員の皆さまからのご意見をお伺いしたいと思います。
- 【橋本委員】 私どもも同様でございますので、十分議論をした上でお互いに納得できる形で結果

を出していきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

【高見会長】

使用者側委員の皆さん、他、よろしいでしょうか。

それでは、本日は、特定最低賃金改正の申出の意向表明があったということをご了知いただくとともに、この特定最低賃金は、関係労使の合意が基本となっておりますので、来年度の特定最低賃金の改正審議に向けまして、引き続き、関係労使間での意思疎通が図られるようお願いをいたしまして、次の議題にうつりたいと思います。

続きまして、議題の(2)その他につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

【事務局】室長

配布させていただいた資料は、ナンバー振りました資料と、別冊という右上に表記ございます資料とふたつになります。まず、資料ナンバー振ってある資料からご説明をいたします。

資料ナンバー 1 になります。ページ数は 1 ページから 2 ページとなります。こちら、第 54 期石川地方最低賃金審議会委員の皆さま方と事務局職員の名簿となります。

資料ナンバー 2 になります。こちら、3 ページから 4 ページとなります。こちら、令和 4 年度の石川地方最低賃金審議会の開催状況を一覧にしたものをお付けしております。本日の審議会を含めて記載をさせていただいております。

次、資料ナンバー 3 は、5 ページから 10 ページまでとなっております。8 月に最低賃金改正いただきまして、それに伴いまして広報活動を労働局でさせていただいた分の活動の一覧をお付けしております。

次の資料ナンバー 4 をご覧ください。11 ページから 16 ページまでです。先に言っておきますが、これは特定最低賃金の審議会の資料となっていてこちらのほうがわかりやすいかなということで今回新たな試みということでお付けしております。ただ内容ご覧のように結審状況載ってございますので委員限りという資料になってございます。

次、資料ナンバー 5 になります。17 ページ 18 ページになります。こちら、今ほど意向確認と意向表明でございましたけれども、令和 4 年 12 月現在の石川県特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を一覧にしたものをお付けしております。こちらの資料なんですけど、平成 28 年の経済センサスを基に、当局で実施しております最低賃金に関する基礎調査の統計調査の結果、労働保険の適用情報、倒産情報などの各種情報により確定した数値となっております。

次、資料ナンバー 6 になります。この資料は、先ほど事務局から説明をさせてい

ただきました、令和5年度の特定最低賃金の改正に関する申出意向の写しをお付けしております。

次に、別冊の方に移らせていただきます。こちらは、最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策である業務改善助成金関係の資料となっております。こちらまず資料ナンバー1の1ページから2ページをご覧ください。こちら全国の1月末一部2月もあるんですけど、申請受付件数となっております。まず1ページご覧いただくと、色を若干つけてあります、石川の方をご覧いただきたいと思うんですけど、こちらの方、一般コースの申請受付件数となっております。2月末現在で68件でというふうになっております。一枚めくっていただいて2ページ目になります。こちら特例コースの件数となっております。こちら24件というふうになっております。これは1月末で本コース終わっておりますので一月末これが最終的な数値になるかと思えます。

次、3ページご覧ください。こちら令和4年度にこの助成金が要件緩和と拡充された時期と要点なんですけど、これをコースごとに記載された資料となっております。本当に簡単にご説明をいたしますと、まず、昨年度の4月1日から令和3年度に引き続きまして、この助成金制度がスタートしております。その後、全国の地域別最低賃金の審議が終えた、こちらの資料には夏頃となっておりますけれども、通常コースの方では、助成対象事業場及び対象経費の拡充と助成率の引き上げを、特例コースにおきましては、申請期限を令和5年1月末までに再延長と、賃上げ対象期間の延長を行っております。加えまして、特例コース助成対象事業場の追加と見直し、助成率の引き上げを行っております。

その後、12月12日にこちらの方、令和4年補正成立になっておりますけど、12が12日になりまして、この補正予算をうけまして通常コースにおきまして、助成対象経費の更なる拡充と事業所規模30人未満までとする助成上限額の引き上げを行っております。ざっと変遷の説明になります。

5ページ以降14ページまでなんですけど、今ほど、説明させていただきましたリーフレットお付けしております。こちら5ページから8ページまでこちらの資料なんですけど、4月1日から8月末までの通常コースと特例のコースということで賃金室で周知というか窓口を設置してございました内容になります。9ページから12ページご覧ください。こちら9月1日から12月11日までの通常と特例のコースの内容が記載されておりますリーフレットとなっております。最後、13ページから14ページこちらなんですけど、12月12日補正をうけまして、この3月末まで通常コースのみになるんですけど、内容が記載されているリーフレットをお付けしております。

【高見会長】 ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、予定していた議題の審議は終わります。

その他に何かございますでしょうか。労働者側委員よろしいでしょうか。使用者側委員よろしいでしょうか。

なければ、事務局から連絡事項お願いいたします。

【事務局】補佐 引き続きまして、事務局からご案内いたします。今期をもってご退任される委員のご紹介であります。労働者代表委員の大塚委員におかれましては、一身上のご都合により、今月末日をもってご退任となります。平成31年4月1日から4年間、労働者代表委員として、ご尽力いただきました。どうもありがとうございました。

つづきまして、公益委員の中村委員、当本審の会長代理におかれましては、今月末日をもって、委員就任10年間ということで、ご退任されます。平成25年4月1日の就任以来、公益委員として、当審議会の運営等につきまして、大変ご尽力いただきました。ありがとうございました。ご退任にあたり、一言ご挨拶を賜りたいと思います。

【中村委員】 中村でございます。10年間ありがとうございました。普段は町弁として一般の人たちのお話をその人のためにということで仕事をしているんですが、この労使の審議会というのは県の最低賃金を決めるという大きい仕事で労使の方々の立場のお話などを聞いて大変勉強させていただきました。これでこの審議会からは離れますが金沢一市民として今後は最低賃金について注視していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。今後もどこかでお会いすることもあるかと思っておりますので、その時はこの審議会のことを思い出して仲良くしてください。10年間本当にありがとうございました。

【高見会長】 中村委員、大変お忙しい中、ご尽力いただきまして本当にありがとうございます。大塚委員は今日ご欠席ですけれど、ご尽力いただいたことを感謝申し上げたいと思います。私高見ですけれども、引き続きやらさせていただくということでまたよろしくお願申し上げます。

連絡事項他ないでしょうか。

それでは本日は以上をもって終了といたしたいと思います。

お忙しい中ありがとうございました。

